

## 「支援センターあさけ」に相談を受けたい方へ（Q&A）

令和4年12月20日改訂

Q 1) 発達障害ではないかと心配しているのですが、まだ医療機関で診断を受けていません。それでも相談を受けることができますか？

A 1) はい、できます。

当センターにご連絡の上、来所していただき、ご本人の状況や相談の内容をお聞かせいただいた上で、その方に合った支援を検討したいと思います。

Q 2) 支援センターは、他の相談機関や行政から紹介されないと相談を受けられないのですか？

A 2) 原則として、当センターの支援対象地域が広域にわたっていること、支援の対象が自閉症・発達障害のある方と限定されていることから、まずはお住まいの市町の福祉課や障害者相談支援事業所等にご相談いただき、その相談内容に応じて当センターをご利用いただく（二次的）相談機関として機能することが効果的であると考えています。

しかし、中には身近な相談機関がわからない等の理由から、とりあえず相談してみたいという方もいると思います。

そのような場合は、まず当センターに電話でご相談いただき、状況等をお聞きした上で、当センターが地域の相談支援機関の活用や連携方法を助言したり、支援にあたりたいと思います。

Q 3) 支援センターは、発達障害を診ていただける医療機関を紹介してもらえますか？

A 3) 当センターは、乳幼児期から成人期までの幅広い年齢層の方の相談をお受けしています。

診断や治療に関しては、必要に応じて医療機関を紹介しています。

Q 4) 地域で障害者の方の相談や支援を担当している者ですが、支援センターをどのように活用できますか？

A 4) 当センターは、自閉症・発達障害のある方を対象とした支援機関です。

それらに該当する方の支援についてご相談したいことがあれば、まずご連絡下さい。訪問や観察、対応協議等を行いながら、支援についてご協力したいと思っています。

Q 5) ショートステイや入所施設での支援を受けたいのですが、支援センターでは対応できますか？

A 5) 当センターには入所機能はありませんが、所属している法人内の施設では、18歳以上の知的障害者の方を対象としたショートステイを実施しています。ご利用に当たっては、希望される方の状態等を把握し、入所施設との調整の上で受け入れています。まずは当センターにご相談下さい。

Q 6) 支援センターに電話を入れてもなかなか通じません。どうしたらいいですか？

A 6) 当センターの相談員は、来所相談以外に訪問や観察、対応協議等で不在になりがちで、なかなか電話に出られない状況にあります。そのため、電話を転送し、伝言をお受けする形で対応しています。申し訳ありませんが、ご用件、連絡先等を留守番電話に残しておいていただきますと、スムーズに対応できるかと思っておりますのでご協力下さい。なお、電話相談は、日・祝日・年末年始等を除いて 8:30～17:00 まで受け付けています。

Q 7) 支援センターに対する苦情窓口はどこですか？

A 7) あさけ学園施設長の近藤裕彦までお願いします。  
(あさけ学園 TEL.059-394-1595 日・祝日・年末年始等を除いて 8:30～17:00)

まだまだ当センターの機能は充分でないため、さまざまなご要望等があるかと思えます。ご要望やクレーム等については、即時に対応を進めていきますので、ご遠慮なく連絡を下さい。